京都市告示第１１５号

道路法第１８条の規定に基づき，次のように道路の区域を変更し，その供用を開始します。

その関係図面は，京都市建設局において告示の日から１４日間一般の縦覧に供します。

平成２１年５月１９日

京都市長　門　川　大　作

道 路 の 種 類　　市　　道

供用開始の期日　　告示の日

路線名及び道路の区域

路　線　名	区　　　　間	旧新別	延　　長	敷地の幅員
新町通	下京区蛭子町116番地の７地先から	旧	ﾒｰﾄﾙ 40.80	ﾒｰﾄﾙ 4.00 ～　4.25
	同町123番地地先まで	新	40.80	4.10 ～　5.25
上高野19号線	左京区上高野奥小森町15番地の１地先から	旧	44.70	5.10
	同町７番地の６地先まで	新	44.70	6.00
上高野71号線	左京区上高野奥小森町15番地の１地先内	旧	47.00	3.50 ～　4.00
		新	47.00	4.00 ～　4.25
楊梅通	下京区上柳町227番地地先から	旧	106.50	3.80 ～　6.75
	同区蛭子町120番地地先まで	新	106.50	4.35 ～　8.00

太秦東部歩６号線	右京区太秦下刑部町２番地の２地先から 同町９番地の６地先まで	旧	40.80	2.00
		新	40.80	2.00
竹田経89号線	伏見区竹田向代町25番地の６地先から 同区竹田向代町川町27番地地先まで	旧	231.50	50.00
		新	231.50	49.95 ～ 50.02

（建設局土木管理部道路明示課）